



## 次期戦闘機の第三国への輸出解禁 政策の大転換、憲法論議なし

政府は3月26日の国家安全保障会議(NSC)で武器輸出を制限している防衛装備移転三原則の運用指針を改定し、英伊両国と国際共同開発中の次期戦闘機の第三国への輸出を解禁する方針を閣議決定。昨年12月末閣議決定した武器輸出規制の大幅緩和に続き、戦後安全保障政策の大きな転換となります。



### 三つの限定

国際共同開発品全般ではなく「次期戦闘機」  
「現に戦闘が行われている国」は除外  
「防衛装備移転協定」などの締結国に限定

### 問題点

新たな国際共同開発品の追加は可能  
将来「戦闘国」になる可能性は?  
従来通りの運用

### 二重の閣議決定

輸出解禁への政府方針の転換を閣議決定  
実際に輸出する際は個別案件ごとに閣議決定

国会の関与なし  
政府・与党だけの密室協議で決定

### 「歯止め」と問題点

この輸出解禁について、「三つの限定と二重の閣議決定という厳格な決定プロセスを経る」と岸田文雄首相は国会で答弁しましたが、政府・与党が強調する「歯止め」の実効性には疑問がもたれ、問題点が多いと指摘されています。

青井未帆学習院大教授(憲法学)は、「武器輸出三原則に代表される日本の抑制的な武器輸出政策は、戦争放棄や戦力不保持を定めた憲法9条を具体化したものと理解されてきたと思う。今回の防衛装備移転三原則と運用指針の改定は、かつての日

本の立場と百八十度異なる政策転換だ。それを憲法論議も経ずに行うのはおかしい」と批判しています。



## イスラエル製攻撃型ドローンの導入計画 ジェノサイドに加担では?

政府がイスラエル製攻撃型ドローンの導入を計画していることが、3月12日の参院外交防衛委員会で明らかに。安保三文書の無人兵器強化に基づくもので、7機ある候補機のうち5機がイスラエル製。今年度は運用実証を進め、候補機の中から絞り込んで来年度以降、本格導入する計画とのことです。

イスラエルに対しては、1月に国際司法裁判所(ICJ)が、ジェノサイド防止を求める暫定措置命令を発出し、それを受けた上川陽子外務大臣は『誠実に履行されるべきもの』との談話を出していました。

スペイン、カナダはイスラエルへの武器販売停止を決定、コロンビアは、イスラエル製武器の全面的な輸入停止。日本でも、ICJの暫定措置命令と上川外相の談話を踏まえて、伊藤忠商事は、イスラエルのドローン製造軍事企業との契約を打ち切りました。「日本がイスラエル製の攻撃用ドローンを導入することは、憲法上もモラル上もあり得ない」とパレスチナ問題に詳しい清末愛砂室蘭工業大学大学院教授(憲法学)は指摘しています。

### 防衛省が運用実証をはじめた攻撃型ドローンは7機中5機がイスラエル製

 <p>多用途 UAV 製造企業: IAI 機種: Heron MK II 落札価格: 31億5062万円</p>	 <p>小型攻撃用 UAV 製造企業: IAI 機種: POTEM L 落札価格: 1円</p>
 <p>小型攻撃用 UAV 製造企業: IAI 機種: Point-Blank 落札価格: 1円</p>	 <p>小型攻撃用 UAV 製造企業: Elbit Systems 機種: Sky Striker 落札価格: 1430万円</p>
 <p>小型攻撃用 UAV 製造企業: Uvision 機種: HERO-120 落札価格: 6063万7500円</p>	

### 平和川柳「いつになったら明るい世」

裏金は 表に出して 能登に寄付  
オキナワの 遺骨が眠る 土砂で基地  
万博の 跡は賭博で ボロ儲け

### 東戸塚9条の会 勉強会

4月13日(土)10:00~12:00  
東戸塚地区センター中会議室  
参加費無料・事前申込不要

### 9の日宣伝

4月9日(火)14:00~15:00  
JR東戸塚駅改札口付近  
ビラまき・アピールなど

# 人権侵害・憲法違反のセキュリティクリアランス

## 経済秘密保護法案

3月22日、内閣委員会で「セキュリティー・クリアランス(適性評価)」法案の本格審議が始まりました。

### ■もの言えぬ社会への危険

法案の名称は「重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律」(経済秘密保護法)といい、漏えいに罰則を科す国家機密の範囲を経済安全保障に関わる情報にも広げるもので、軍事や外交などの分野における「特定秘密保護法」の経済安保版です。

秘密の範囲が大幅に膨らみ、機密情報を扱うために求められる「適性評価」の対象になる民間人が飛躍的に増えます。国民の知る権利や表現・言論の自由を侵害し、物言えぬ社会につながる危険極まりない重大な法案です。

### ■今国会での4本の「重要広範議案」の一つ

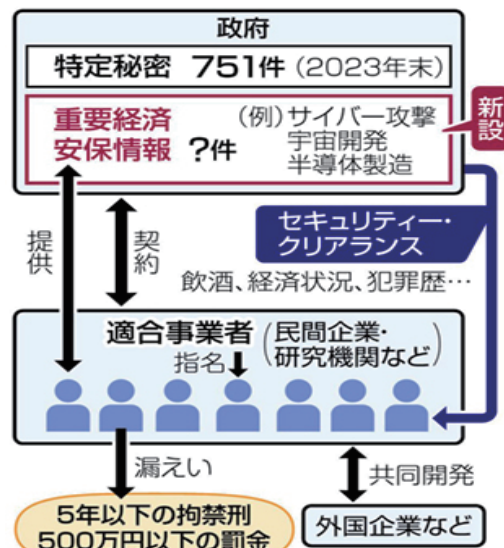
通常国会では、首相が本会議や委員会での質疑に出席する「重要広範議案」に4本程度を対象にするのが慣例になっています。この法案を今国会では、子ども・子育て支援法改正案、食料・農業・農村基本法改正案、出入国管理・難民認定法改正案の3法案とともに、「重要広範議案」の対象にすることで与野党が合意しました。

### ■どんな情報が秘密にされるのか基準なし

法案では、電気や鉄道、通信などのインフラのほ

か、半導体や鉱物資源などの供給網に関して国が保有する情報のうち、他国に漏えいすると日本の安全保障に「支障」を及ぼすおそれがあるため、特に秘匿が必要なものを「重要経済安保情報」に指定するとしています。

### 経済安保情報保護法案のイメージ



きわめて抽象的な規定で、どんな情報が秘密にされるのか具体的な基準は示されていません。しかも、指定するのは首相やその他の閣僚など「行政機関の長」で、政府の恣意的な判断でいくらでも秘密の範囲を広げることができます。指定の期間も内閣が承認すれば無期限に延長できます。

### ■人権が侵害される適性評価

秘匿が必要な「重要経済安保情報」を扱うためには、「適性評価」を受け、情報漏えいの恐れがないと国から認定されることが必要です。

その適性評価では、「政治上その他の主義主張」に基づき重要経済基盤を毀損する活動との関係を調べます。事実上の思想調査です。対象は、本人だけでなく、配偶者、父母、子、兄弟姉妹、同居人などにも及びます。本人には、犯罪歴、薬物乱用歴、精神疾患の有無、飲酒の節度、借金をはじめ経済状況などの調査も行われます。

適性評価は、本人の同意が前提とされていますが、勤め先で指示されれば事実上の強制となり、プライバシーを侵害され、断った場合には不利益を被る人権侵害にさらされる恐れがあります。情報を漏えいした場合は最高5年の拘禁刑が科されます。

